

第三項 鹽價及賣買慣例

鹽價

鹽價ハ產地ニ廉ニシテ產地ヲ隔ルコト遠ク運搬不便ノ地方ハ自然高價トナリ各地同一ナラス且
 鹽田製鹽ノ常トシテ其ノ豐凶ニ伴ヒ價格ニ高低ヲ來シ又時期ニ依リテ同一ナリトセス平均市場
 價格トシテ農商務統計ニ計上スル所ニテハ一石當相場左ノ如シ

明治二十年	一、一九〇
同二十一年	一、〇六〇
同二十二年	一、四八〇
同二十三年	二、〇六〇
同二十四年	一、五五〇
同二十五年	一、四六〇
同二十六年	一、三四〇
同二十七年	一、二〇〇
同二十八年	一、三九〇
同二十九年	二、四四〇
同三十年	三、一七〇
同三十一年	二、八九〇
同三十二年	二、四一〇
同三十三年	二、四一〇

同 三十四年 二、〇一〇
 同 三十五年 二、一七〇
 同 三十六年 二、三二〇

專賣計畫資料トシテ稅務監督局ヲシテ調査セシメタル明治三十六年前三年間ニ於ケル一石當卸賣價格ハ左ノ如ク之ヲ前記農商務省調査ニ對照スルニ大差ナク明治三十四年ニ比シ同三十五年ハ僅ニ騰貴シ同三十六年ニ至リテハ約一割ノ暴騰ヲ示セリ之レ全ク同三十五年ニ於テ製鹽著手期ヨリ天候順ヲ失シ最盛期ニ至リ霖雨ノ爲メ土用丸潰レニ終リ其ノ後又風水害ノ地方アリテ產額非常ニ減シ稀ニ見ル凶作ヲ見ルニ至リシ爲メ同年下半年期ヨリ價格漸進シ年末ニハ曾テ見サル高價トナリ同三十六年ニ入りテモ天候良好ナリト云フニ至ラサリシ爲メ其ノ儘高値ヲ維持シ終ニ低落ノ機ヲ見スシテ過キシニ因ル試ニ三年間ニ於ケル平均價格ヲ求ムルトキハ其ノ高キハ長野ニ於ケル四圓七十九錢三厘アリテ低キハ九龜ニ於ケル一圓十八錢七厘アリ全國平均二圓十五錢六厘ハ中庸ヲ得タル價格ナリト認メタリ

一石當卸賣價格

調査地		鹽產地名	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	平均
東京	函館	三田尻	円 一、六〇六	円 一、六二九	円 一、八六八	円 一、七〇一
		阪出	円 一、三四五	円 一、三八五	円 一、六三三	円 一、四五四
		平均	円 一、四七六	円 一、五〇七	円 一、七五一	円 一、五七八
		赤穂	円 一、七四一	円 一、七七七	円 二、〇三二	円 一、八四八
		本齋田	円 一、七三〇	円 一、七七三	円 二、三五八	円 一、九五四
		新齋田	円 一、五〇五	円 一、六一〇	円 一、九〇一	円 一、六七二
調査地		鹽產地名	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	平均
京都	行徳	行徳	円 二、五〇一	円 二、五五三	円 二、五七二	円 二、五四二
		平均	円 一、八六九	円 一、九二七	円 二、二一六	円 二、〇〇四
		赤穂	円 一、六五五	円 一、六九〇	円 一、八二三	円 一、七二三
		湯元	円 二、九七四	円 三、〇三三	円 三、九五九	円 三、四一五
		大鹽	円 二、八一六	円 三、〇九八	円 三、五五三	円 三、一五六
		平均	円 二、四八二	円 二、七〇〇	円 三、一二二	円 二、七六五

千葉		前橋		川越		新潟			長崎		神戸			横濱		大阪		調査地					
本齋	赤平	赤平	赤平	新齋	本齋	赤平	三田	竹原	松永	(地) 平	讚岐	防州	平	讚岐	備前	大鹽	赤平	赤平	大湯	赤平	鹽産地名		
田	穂	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	明治三十四年	
二・二四九	二・二二六	三・七〇〇	三・七〇〇	二・五二〇	二・五二〇	二・五二二	二・七八三	二・四二九	一・九七三	二・七六〇	一・七四七	一・八三三	一・三九八	一・五二五	一・二三四	一・二六二	一・五六九	二・三〇三	二・三五四	二・二四七	一・三三三	一・三〇五	一・四六八
二・一八八	二・〇二八	二・八八五	二・八八五	二・六九一	二・六九一	二・三〇六	二・五三〇	二・〇八二	一・九三二	二・一三九	一・七三三	一・八一六	一・四二〇	一・五六七	一・二四六	一・二八	一・五四七	二・一八一	二・三三四	二・二二七	一・四八四	一・四一四	一・五六三
二・六八〇	二・五八〇	二・九四一	二・九四一	二・七四九	二・七四九	二・四四一	三・〇三四	二・四二八	二・一八〇	二・四六八	二・二二七	二・三三二	一・六二七	一・八三三	一・四四七	一・四八一	一・七五八	二・七〇八	二・六四四	二・七七一	一・六七五	一・五七一	一・六九六
二・三七二	二・二四五	三・一七五	三・一七五	二・七二四	二・七二四	二・四九〇	二・七八二	二・三三三	二・〇二八	二・四五六	一・八七〇	二・三三二	一・四八二	一・六四二	一・三〇九	一・三五四	一・六二五	二・三九七	二・三七九	二・四一五	一・四〇四	一・五一三	一・五七六
甲府		静岡		名古屋			津		奈良		京都		水戸		行		調査地						
平	新齋	本齋	赤平	備前	齋	平	黒部	饗庭	味野	木齋	赤平	饗庭	味野	本齋	赤平	備前	赤平	齋	赤平	齋	赤平	行徳	
均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均
四・二三一	三・九九二	四・三五〇	四・三五〇	二・一五九	二・一五九	一・五三〇	一・四二一	一・四六九	一・三八三	一・六八三	一・六九五	一・四六六	一・二七五	一・七六八	一・五九八	一・六〇四	一・六〇四	一・七〇四	一・七〇四	二・〇二六	二・〇二七	二・七四二	二・二七一
三・九五三	三・七四二	四・〇五八	四・〇五八	二・二五〇	二・二五〇	一・五三五	一・四〇九	一・五三二	一・三七二	一・六四〇	一・七一一	一・二六七	一・三六〇	一・七六六	一・七二九	一・七二九	一・七二九	二・〇二八	二・〇二六	二・二一〇	二・八二六	二・七五二	二・二八五
三・三八三	三・一八三	三・四八三	三・四八三	二・五〇三	二・五〇三	一・八五〇	一・七三七	一・七六八	一・七二四	二・九三三	二・〇八三	一・七八八	一・五六九	一・八六七	一・七〇四	一・七〇四	一・七〇四	二・五八一	二・四九五	二・六六七	三・一七二	二・九一三	二・四〇五
三・八五六	三・六三九	三・九六四	三・九六四	二・三〇四	二・三〇四	一・六三八	一・八四四	一・五九〇	一・四九三	一・七五四	一・五八九	一・三九六	一・四〇一	一・七四四	一・六七九	一・六七九	一・六七九	二・二七二	二・一八二	二・二六一	二・九一三	二・三〇一	二・二八七

大津		岐阜		長野		仙臺		福島		盛岡		青森		山形		秋田		福井									
大	赤	味	鑿	松	竹	野	赤	赤	赤	齋	齋	平	平	三	三	三	三	三	三	赤	赤						
均	均	庭	庭	永	原	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均						
二・三三三	二・二五九	一・七九二	一・三七三	一・七六二	二・八七九	三・六六三	三・六〇〇	二・五〇〇	二・八五二	二・六三三	二・七四三	三・三三〇	三・三三〇	二・四六五	二・三三〇	二・三三〇	二・三三〇	二・二四九	一・七九九	二・三三三	二・二二三						
二・四二〇	二・二〇五	一・七九六	一・五五八	一・七〇一	四・五八三	三・四九一	三・五八三	三・一三六	二・四八八	二・四五四	二・六〇〇	二・九二五	三・一〇〇	二・三二五	二・一四二	二・三二一	二・三二一	二・六六〇	一・九九五	二・六六九	二・六八五						
二・八六二	二・四六五	一・八四一	一・六六三	一・八五六	四・九一三	三・六八五	三・七八三	三・〇七一	二・六〇三	二・六三三	二・八五二	三・四八七	三・五五九	二・五七〇	二・四七六	二・六〇二	二・一七	二・三六〇	二・一五五	二・六八五	二・六八五						
二・五四四	二・二七九	一・八四二	一・五三一	一・七七三	四・七九三	三・六五五	三・六五五	三・一三六	二・五九七	二・五七三	二・七三二	三・一八七	三・二七四	二・四五三	二・二八三	二・四〇四	二・三三六	二・九〇四	二・二二三	二・六七七	二・六七七						
金澤		高岡		松江		岡山		廣島		下ノ關		和歌山		徳島		丸龜		松山		高知		福岡		大分		佐賀	
三	能	三	能	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均	均
二・三〇一	二・三三四	二・六六三	二・一五〇	一・九四八	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三	一・八七三
二・七七七	二・五一一	二・六五二	二・一五〇	一・八八〇	一・九三〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇
二・七三三	二・四七七	二・六三二	二・一〇六	一・九一三	一・九五四	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇
二・五〇四	二・四三七	二・四八二	二・〇五四	一・九〇二	一・九五七	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇	一・八八〇

調査地	鹽產地名	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	平均	調査地	鹽產地名	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	平均
熊本	玉名	円 一九一九	円 一八七〇	円 二〇四〇	円 一九四三	鹿兒島	(地) 平均	円 二四四〇	円 二四七〇	円 二七一〇	円 二五四〇
宮崎	(地) 鹽	円 一六七〇	円 二〇一〇	円 三〇五〇	円 二四六〇			円 二〇七〇	円 二〇七三	円 二〇二五	円 二一五六

備考

一本表ハ稅務監督局調査ニ依ル

一本表ハ各府縣ニ一箇所ヲ選定シ平均調査セルモノトス

一本表中鹽產地名中ニ足助トアルハ同地ニテ地鹽ヲ改装シ販賣スルモノニ係ル

明治三十四年以降取引所ニ於テ鹽ノ取引ヲ爲セルハ東京赤穂、新潟、直江津ノ四箇所ニ於テ之ヲ見ルノミニシテ而カモ同三十六年ニ於テハ東京ニ於テ唯一箇所アルノミ其ノ賣買約定高ハ僅ニ總額二百餘萬石ニ出テスシテ三箇年平均一石當價格ハ一圓六十三錢トナレリ

取引所名	明治三十四年				同三十五年				同三十六年				平均
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
東京商品取引所	二、五五八、五〇〇石	三、九一六、八〇二円	一、六八三、四八〇石	二、七九七、三七七円	一、七五二、七四〇石	三、一三九、〇二六円	一、九九八、二四〇石	三、二八四、四〇二円	三、二八四、四〇二円	一、六四三	一、〇八〇	一、六四三	一、〇八〇
赤穂米鹽取引所	一九、八八六	二七、四〇四	一六、〇八五	一一、四五〇	三十五年七月解散	—	一七、九八五	一九、四二七	一九、四二七	九五七	二、三九三	二、三九三	二、三九三
新潟商品取引所	七、七六〇	一八、六七七	二四〇	四六八	—	—	四〇〇	九五七	九五七	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五
直江津米鹽取引所	八七六、二〇〇	一、三六二、五四七	—	—	—	—	八七六、二〇〇	一、三六二、五四七	一、三六二、五四七	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇
計	三、四六二、三六六	五、三二五、四三〇	一、六九九、八〇五	二、八〇九、二九五	一、七五二、七四〇	三、一三九、〇二六	二、三〇四、九六四	三、七五七、九七	三、七五七、九七	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇

備考

一本表ハ稅務監督局調査ニ依ル

別ニ又東京市鹽問屋ニ於ケル明治三十四年以降各月建相場ヲ調査スルニ明治三十六年前三箇年平均ニ於テ赤穂鹽一圓六十八錢九厘本齋田鹽一圓六十九錢六厘、新齋田鹽一圓五十一錢一厘其ノ平均一圓六十三錢二厘ニシテ前記取引所價格ニ符合シ大體ニ於テ市場價格ヲ察知スルヲ得タリ

第二章 專賣法ノ制定

備考

一赤穂鹽一俵ハ三斗二升入、本齋田鹽ハ二斗二升入、新齋田鹽ハ二斗入トス
 一農商務省調査ニ係ル明治元年以降一石當價格ハ左ノ如シ

年次	赤穂鹽			本齋田鹽			新齋田鹽		
	赤穂鹽	本齋田鹽	新齋田鹽	赤穂鹽	本齋田鹽	新齋田鹽	赤穂鹽	本齋田鹽	新齋田鹽
明治元年	九四七	八六六	八二〇	九四七	九八二	九〇五	九四七	九八二	九〇五
同二年	二・六〇三	二・一六五	一・七五四	一・〇四二	一・〇一四	九八〇	一・〇四二	一・〇一四	九八〇
同三年	二・〇八三	一・六六五	一・五三八	一・〇九六	一・一一四	九七〇	一・〇九六	一・一一四	九七〇
同四年	一・六八八	一・二二五	一・二八二	一・〇三一	九九九	九三五	一・〇三一	九九九	九三五
同五年	一・〇九六	一・〇二一	九三五	九三五	一・〇〇四	八八五	九四五	一・〇〇四	八八五
同六年	一・〇二五	九三三	八七〇	八七〇	一・〇二六	一・〇三〇	一・〇二六	一・〇三〇	一・〇三〇
平均	一・六〇三	一・六八七	一・六八九	一・五九〇	一・九七六	一・七六一	一・六九六	一・七三六	一・五一一
一月	一・七四	一・二〇八	一・一七二	二・四四	二・四〇	二・七五	三・四八	四・一〇	三・五三
二月	一・七八	二・〇三	一・七二	二・六二	二・四〇	二・七五	三・四八	四・一〇	三・五三
三月	一・七二	二・〇三	一・六五	二・七七	二・二八	二・八六	三・六二	四・三五	三・六〇
四月	一・九五	二・三五	一・六五	三・一〇	一・九八	二・八六	三・八八	四・三五	三・五四
五月	二・〇〇	二・一九	一・三八	三・一五	一・九五	二・八一	三・八七	三・七四	三・三二
六月	二・三二	二・〇七	二・〇五	三・二八	二・四三	二・九七	四・〇二	三・六二	三・九〇
七月	二・〇八	二・〇五	一・九四	三・〇二	二・四三	二・八七	三・六二	三・六二	三・〇二
八月	一・九四	一・八五	一・七三	二・七九	二・一六	二・五八	三・二四	三・四〇	三・二九
九月	一・八〇	一・七〇	一・七六	二・五三	二・四八	二・四九	三・一五	二・九五	三・〇八
十月	一・九三	一・八二	一・七二	二・七八	二・四五	二・五九	三・三九	三・二七	三・二七
十一月	二・〇二	一・七二	一・八二	三・〇三	二・四五	二・六〇	三・二五	三・一八	三・〇九
十二月	二・〇五	一・七二	一・七三	三・一〇	二・四九	二・九二	三・九〇	三・一八	三・二一
平均	一・九四	一・六七	一・八五	二・八七	二・三〇	二・六八	三・五九	二・八八	三・三一
一石當相場	一・六一〇	一・六〇三	一・六八七	一・五六〇	一・五九〇	一・六九六	一・三九三	一・四四五	一・五一一

年次	赤穂鹽	本齋田鹽	新齋田鹽	年次	赤穂鹽	本齋田鹽	新齋田鹽
明治十三年	円 九四一	円 九三七	円 八〇〇	同二十四年	円 一二二五	円 一〇七二	円 八六九
同十四年	円 一二八	円 一〇五〇	円 九七七	同二十五年	円 一〇四九	円 八一四	円 八九二
同十五年	円 一〇九六	円 一〇〇九	円 一〇一〇	同二十六年	円 八七四	円 八八二	円 七六八
同十六年	円 一〇二四	円 一〇一〇	円 九一七	同二十七年	円 八二三	円 七七六	円 七六五
同十七年	円 九五五	円 九〇七	円 八〇三	同二十八年	円 九五八	円 九三七	円 八五五
同十八年	円 一三四〇	円 一〇七二	円 一〇二六	同二十九年	円 一五八六	円 一〇五九九	円 一〇四二
同十九年	円 一四五三	円 一〇九六	円 一〇三〇	同三十年	円 二〇二八三	円 二〇三四九	円 二〇六〇
同二十年	円 一五〇〇	円 一〇二二	円 一〇一〇	同三十一年	円 一七二二	円 一六九三	円 一五〇六
同二十一年	円 一五七五	円 一〇八五	円 一〇五〇	同三十二年	円 一四四七	円 一六〇五	円 一三〇八
同二十二年	円 一二二五	円 一〇〇四	円 九五五	同三十三年	円 一八七五	円 一八九四	円 一七五七
同二十三年	円 一四二〇	円 一〇二五〇	円 一〇四一				

更ニ各産鹽地ニ於ケル鹽製造者ノ賣渡價格即チ濱相場ニ付之ヲ見ルニ明治三十六年前三年平均一石當ニテ高キハ長野縣下伊那郡ニ於ケル鹹泉製鹽二十二圓七十錢ハ之ヲ例外トシ高知縣吾川郡ニ於テ三圓六十一錢九厘ヲ最トシ福島縣雙葉郡ニ於ケル三圓五十七錢六厘之ニ亞キ低キハ青森縣三戸郡ニ於ケル一圓三錢八厘ヲ最トシ愛媛縣越智郡ニ於ケル一圓五錢七厘之ニ亞ケリ即チ左ノ如シ

府縣名	郡市名	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	平均	府縣名	郡市名	明治三十四年	同三十五年	同三十六年	平均
千葉縣	千葉郡	円 二〇二〇	円 一八六五	円 一八二九	円 一九〇〇	茨城縣	多賀郡	円 二〇三五〇	円 二〇二七七	円 一九五〇〇	円 二〇三七六
	市原郡	円 二〇二六	円 一九九一	円 二〇一三三	円 二〇一三		石城郡	円 二〇五九二	円 三〇五〇	円 三〇〇〇〇	円 二〇八八一
	東葛飾郡	円 二〇八三	円 一九六九	円 一九七八	円 二〇一〇		雙葉郡	円 三〇五二二	円 三九二九	円 三〇二八六	円 三〇五七六
	平	円 二〇〇六	円 一九四二	円 一九八〇	円 二〇〇九		相馬郡	円 二〇〇〇〇	円 一五〇〇〇	円 一七〇二二	円 一七三四
	平均										

神奈川縣		長野縣		新潟縣		山形縣		秋田縣		青森縣		巖手縣		宮城縣													
三浦郡	橋樹郡	久良岐郡	横濱市	平均	下伊那郡	平均	佐渡郡	西頸城郡	中頸城郡	三島郡	西蒲原郡	西田川郡	由利郡	平均	三戸郡	東津輕郡	平均	九戸郡	下閉伊郡	上閉伊郡	氣仙郡	平均	互理郡	桃生郡	牡鹿郡	本吉郡	平均
二・五〇〇	二・〇〇二	二・三〇〇	二・二八九	二・七〇〇	二・二七〇〇	二・〇一八	一・九〇〇	二・四〇〇	一・六六七	二・〇八八	二・〇三三	二・四八二	一・八〇〇	一・〇三三	二・五五六	二・三七九	一・七六六	三・四七〇	二・五一一	一・七七一	一・七三一	二・三二五	一・二五〇	一・三三三	二・〇三六	二・七〇一	
二・五〇〇	一・八五六	二・一〇四	二・二一〇	二・三七〇〇	二・二七〇〇	二・〇一七	一・七五〇	二・二〇〇	一・八六七	二・一五〇	二・一七	二・〇〇〇	二・二八七	一・七三四	一・〇六七	二・四〇〇	二・二一六	三・六〇〇	二・五二〇	一・六七一	二・〇二二	二・〇七五	一・八六八	一・九二二	二・二二〇	二・八二六	
二・五〇〇	一・九三七	二・三〇八	二・四七六	二・三〇〇	二・三七〇〇	二・〇七二	二・一〇〇	二・四〇〇	一・七八五	二・〇八七	二・〇八七	二・一七七	二・二一三	一・六四〇	一・〇一三	二・二六六	二・二一〇	二・七五〇	二・三三〇	一・八四二	一・七九一	二・〇〇〇	一・六三七	一・七三五	二・〇〇〇	二・六六七	
二・五〇〇	一・九三八	二・二三七	二・二九五	二・三七〇〇	二・三七〇〇	二・〇三六	一・八八三	二・三三三	一・七七三	二・一〇八	二・〇七九	二・二九四	一・〇三八	一・七二五	一・〇三九	二・四一一	一・九六六	三・〇九三	二・四五三	一・七六一	一・八四八	二・二〇〇	一・五八五	一・六五七	二・〇八五	二・七三一	
				福井縣		三重縣		愛知縣				靜岡縣															
羽咋郡	能美郡	江沼郡	平均	遠敷郡	三方郡	敦賀郡	丹生郡	坂井郡	平均	度會郡	多氣郡	飯南郡	平均	渥美郡	寶飯郡	幡豆郡	碧海郡	知多郡	平均	賀茂郡	濱名郡	磐田郡	榛原郡	志太郡	庵原郡	安倍郡	平均
一・七五八	二・四五〇	二・一三三	二・三三〇	二・四〇〇	二・四三三	一・八〇〇	一・九八六	二・一三四	一・三三七	一・四五五	一・二六九	一・二八六	一・三二二	一・二五〇	一・二九六	一・二六八	一・三二二	一・一六五	二・三三七	一・九六一	一・五八五	二・五五〇	一・七四二	二・四七五	二・九八八	二・八七八	
二・〇〇八	二・五〇〇	二・三九二	二・四九四	二・五〇〇	二・七八三	一・七二五	二・〇四九	二・二四八	一・四三四	一・五三五	一・四三五	一・三三一	一・三三二	一・三三四	一・三三七	一・三三一	一・二九〇	一・三四〇	二・四〇三	二・四六一	一・四九八	二・七五〇	一・八五八	二・六九二	二・九四八	二・一四五	
一・八三三	二・五〇〇	二・一三三	二・六二八	二・六〇〇	二・八八三	一・八五〇	二・〇七〇	二・二七六	一・七〇〇	一・八七六	一・六〇五	一・六一八	一・五〇〇	一・五二一	一・六一三	一・五八三	一・三〇五	一・四七九	二・八六九	二・五五一	一・八九三	三・〇〇〇	二・一二五	三・一三三	三・一九一	二・三〇五	
一・八六六	二・四八三	二・二一九	二・四八一	二・五〇〇	二・七〇〇	一・七九二	二・〇三五	二・一八六	一・四九〇	一・六二二	一・四三六	一・四二二	一・三九八	一・三六八	一・四二二	一・三九一	一・二四二	一・三二八	二・五三三	二・二二二	一・六五九	二・七六七	一・九〇八	三・〇四二	三・〇四二	二・二四三	

前記明治三十六年分濱相場ニシテ主要産地ニ於ケル各月價格ヲ示セハ左ノ如ク最盛季節ニ在リ
テハ概シテ價格低落セリ

佐賀縣		福岡縣				高知縣				徳島縣			愛媛縣												
平	西松浦郡	東松浦郡	平	築上郡	京都郡	企救郡	糸島郡	宗像郡	粕屋郡	平	安藝郡	香美郡	長岡郡	吾川郡	高岡郡	幡多郡	平	那賀郡	名東郡	板野郡	平	北宇和郡	西宇和郡	新居郡	
均	郡	郡	均	郡	郡	郡	郡	郡	郡	均	郡	郡	郡	郡	郡	郡	均	郡	郡	郡	均	郡	郡	郡	郡
二〇〇八二	二〇〇八二	一	一七四八	一七九四	一七八八	一五五〇	二〇〇〇	一	二〇一〇	二九三〇	二九八五	二二二五	二六四四	三六〇八	三二二九	二九〇四	一〇四五	一〇八二	一七七五	一七七八	一四三一	一六四〇	二一七九	一〇四四	一〇四四
一九〇四	二〇〇七	一七〇〇	一八五四	一八六七	一四八二	一八〇八	一九九八	一	二〇一八	二九二九	二八九三	二二九二	二七六〇	三六三三	三三三三	二七三〇	一七二二	一〇七〇	一六六三	一八八四	一六〇二	一九二六	二一六七	一〇二九	一〇二九
一九七六	二〇五一	一七〇〇	一九三七	二〇〇一	一六五八	一七五〇	二〇二八	一七三〇	二四五八	二九二八	二八一〇	二二六七	二六一〇	三六一七	二八九二	三二二六	一三四〇	一二〇五	一四〇三	一四一一	一七二〇	二〇九一	二一七五	一三五七	一三七七
一九八七	二〇四七	一七〇〇	一八四六	一八八七	一四七六	一七〇三	二〇〇九	一七三〇	二二二九	二九二九	二八九六	二二三八	二六七一	三六一九	三〇八五	二九五〇	一二一九	一〇一九	一二八〇	一五五八	一五八四	一九一九	二一七四	一〇七七	一〇七七
沖繩		鹿兒島市		宮崎縣		大分縣				熊本縣			長崎縣												
那覇區	鹿兒島市	平	南那珂郡	宇佐郡	下毛郡	南海部郡	北海部郡	大分郡	速見郡	東國東郡	西國東郡	平	葦北郡	天草郡	八代郡	玉名郡	宇土郡	平	壹岐郡	北松浦郡	南高來郡	東彼杵郡	北高來郡	西彼杵郡	
均	均	均	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	均	郡	郡	郡	郡	郡	均	郡	郡	郡	郡	郡	郡	
一九〇〇	二〇三〇	一四三三	一四七八	一三五五	一三八三	一〇五八	一七〇〇	九五〇	一一一七	一二七一	一〇五四	一六二二	一六八六	一六〇二	一四七〇	一七八三	一五二八	一六五二	一六六七	一六五〇	一六五〇	一五八二	一六八〇	一六八〇	
二〇八〇	二〇七〇	一三八〇	一三五五	一三八八	一八三三	一〇六四	一七〇〇	一〇〇〇	一一一七	一二四七	一二五八	一七八九	一九四六	一八九七	一六七三	一八〇一	一八八六	一五〇〇	一七五八	一七五八	二〇〇〇	一六〇七	一六二五	一六二五	
二〇三三	二〇一〇	一五八〇	一九〇七	一五八一	一七七五	一一三三	二〇五九	一一〇〇	一一七九	一二七一	一四八八	一七八〇	一七三八	二〇四七	一九九六	一七〇五	一九九三	二〇〇〇	一八六七	一八六七	二〇四二	一七八六	二〇三二	二〇三二	
二〇一三	二〇三七	一四六三	一九〇七	一三八七	一六六四	一一五二	一九九七	一〇八三	一一三八	一二三〇	一六六七	一七六四	一七九〇	一八一五	一六八〇	一六七八	一七七七	一七五〇	一八三九	一八三九	一八二二	一八五八	一八一二	一八一二	

第二章 專賣法ノ制定

賣買慣例

府縣名	郡名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
千葉縣	東葛飾郡	一・七五五	一・七五五	二・〇三四	二・三二五	二・五二二	二・〇二一	一・八六五	二・三四五	一・〇〇五	一・九三五	一・八二六	二・三二六	一・九七八
宮城縣	牡鹿郡	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・八〇〇	一・八一〇	一・八五〇	一・八〇〇	一・五二〇	一・四二〇	一・四〇〇	一・六二〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・七三五
愛知縣	幡豆郡	一・六八九	一・七四八	一・六八九	一・七四八	一・六八九	一・五一一	一・四六六	一・四二五	一・四六六	一・六三七	一・四六六	一・四六六	一・五八三
三重縣	多氣郡	一・五〇四	一・五〇四	一・六九八	一・八四七	一・六〇五	一・六一九	一・五三九	一・六〇五	一・七五四	一・五四八	一・六〇〇	一・四三三	一・六〇五
石川縣	珠洲郡	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・八〇四	一・七四〇	一・七一一	一・七二一	一・七二一	一・六六〇	一・五八七	一・七三三	一・九〇〇	一・五九八
和歌山縣	海草郡	二・一八〇	二・一五〇	二・二〇〇	二・二七〇	二・二二〇	二・一一〇	二・〇三〇	一・九三〇	一・八六〇	一・九一〇	一・九三〇	一・九〇〇	二・〇六一
兵庫縣	印南郡	一・六九二	一・六四四	一・六〇四	一・八〇四	一・五五四	一・三〇四	一・三〇四	一・三〇四	一・三〇四	一・三〇四	一・三九四	一・四二四	一・四六五
岡山縣	飾磨郡	一・三六八	一・三五五	一・四八〇	一・〇六九	一・三三八	一・一一八	一・二二五	一・四三〇	一・一六二	一・一三二	一・三一八	一・二四三	一・二一五
岡山縣	兒島郡	一・六六〇	一・三五五	一・四八〇	一・四八〇	一・六六〇	一・三三〇	一・三三〇	一・四三〇	一・一六二	一・一三二	一・三一八	一・二四三	一・二一五
岡山縣	赤穂郡	一・四四九	一・五七〇	一・四〇〇	一・四五〇	一・四三〇	一・三三〇	一・二六〇	一・三二〇	一・三二〇	一・三二〇	一・二八〇	一・三七〇	一・三七四
廣島縣	沼隈郡	一・六一〇	一・八〇〇	一・二五二	一・三一〇	一・三六三	一・二二七	一・三〇〇	一・三二〇	一・三三〇	一・三八〇	一・三八〇	一・三三〇	一・三二八
廣島縣	豊田郡	一・四〇〇	一・四〇〇	一・四〇〇	一・三〇〇	一・四六〇	一・二六〇	一・二〇〇	一・二四〇	一・一六〇	一・一六〇	一・一八〇	一・二〇〇	一・二八三
山口縣	佐波郡	一・三九五	一・三九五	一・三九五	一・三九五	一・五〇〇	一・四九六	一・五四八	一・五六五	一・四七四	一・四一三	一・四一三	一・二〇〇	一・四七三
山口縣	吉敷郡	一・四二九	一・三九五	一・三九五	一・五一〇	一・四五六	一・四六〇	一・四〇〇	一・四二九	一・二七〇	一・二九〇	一・一三〇	一・一三〇	一・〇九八
德島縣	板野郡	一・四二二	一・四〇七	一・三九五	一・三三三	一・四〇三	一・三六七	一・四〇〇	一・四二九	一・二六九	一・三三八	一・四二二	一・四二二	一・四二二
香川縣	綾歌郡	一・九三八	一・六四二	一・五三六	一・五三〇	一・四九四	一・三六〇	一・三四八	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六四
香川縣	木田郡	一・五三〇	一・四七〇	一・四八〇	一・五四〇	一・三八〇	一・四四〇	一・三九〇	一・三八〇	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六四
愛媛縣	新居郡	一・三九八	一・四三三	一・三〇七	一・四六一	一・四六四	一・四四〇	一・三九〇	一・三八〇	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六二	一・三六四
愛媛縣	越智郡	一・三三二	一・三〇九	一・一九五	一・二二九	一・三〇一	一・二二九	一・一〇〇	一・三三二	一・二七二	一・二二五	一・二二五	一・二二五	一・三三七
福岡縣	宗像郡	一・八〇〇	一・八三三	二・〇二七	二・一五〇	一・八一九	一・五五六	一・五五二	一・七〇三	一・〇六一	一・〇六三	一・一六〇	一・二三四	一・二七〇
大分縣	速見郡	一・六〇〇	一・六〇〇	一・四五〇	一・三〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
熊本縣	玉名郡	二・一三二	二・一〇〇	二・〇八六	一・八六九	一・七〇二	一・九六七	一・八五七	二・二二四	二・二六二	一・七九一	一・七六七	一・五六一	一・七九一
長崎縣	東彼杵郡	一・九八〇	二・一〇〇	二・三〇〇	二・二五〇	二・〇五〇	一・七〇〇	一・五三〇	一・五二〇	一・四八〇	一・五二〇	一・五二〇	一・五〇〇	一・七八六
鹿兒島縣	鹿兒島郡	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・五〇〇	二・七〇〇	二・四八〇	二・五〇〇	二・三〇〇	一・九〇〇	一・八五〇	一・九五〇	一・九〇〇	二・九一〇
平均	平均	一・七二六	一・七二六	一・七〇五	一・七二六	一・六二六	一・五二六	一・四八〇	一・五〇九	一・四一六	一・四七五	一・四八一	一・五〇一	一・五七一

主產地ニ於ケル製鹽業者ノ鹽賣渡ニ關スル慣例ヲ調査スルニ兵庫縣大鹽地方ニ於テハ大鹽ハ一斗二升五合入二俵ヲ以テ濱石一石トシ曾根ハ一斗入二俵ヲ以テ濱石一石トシ的形ハ二斗入二俵ヲ濱石一石トシ何レモ二百俵即チ濱石百石ヲ以テ建値トシ其ノ仕向地ハ大鹽ハ東京ヲ主トシ的形ハ大阪曾根ハ九州ヲ主トセリ東京大阪ハ帆船ニ依リテ運送シ先方ノ問屋相場ヲ以テ販賣ス然レトモ委託販賣ヲ爲サス現ニ賣買取極メノ上ニテ荷送ヲ爲スヲ常トセリ其ノ他ハ何レモ注文ニ依リ送付シ問屋送等ヲ爲スコト稀ナリ赤穂地方ニ在リテハ產地ニ鹽問屋アリ又値師ナルモノアリ仲買業者ハ先以テ鹽問屋ニ就キ相場ヲ開合セ買受ケムトスル鹽ノ數量ヲ申込ムトキハ鹽問屋ハ値師ニ通シテ建値ヲ聞取り値組ヲ媒介シ仲買人ト値師トノ間ニ數量及値組調フトキハ代金支拂期日ヲ定メ賣買成立ス鹽問屋ハ豫テ定メタル鹽賣出ノ割付標準(天候ノ變動ニ依リ變更ス)ニ依リ各製鹽者ヘ通知シ製鹽者ハ之ニ依リ賣出スヘキ數量ヲ準備シ引渡期日ニ至リ鹽ノ引渡ヲ爲スモノトス鹽問屋ハ仲買人組合役員竝組合ニ雇入アル枅廻ナル者ト同行シテ鹽調即チ賣出スヘキ鹽俵ノ内ヨリ一俵ヲ抜き其ノ枅目ノ検査ヲ爲シ若シ不足差鹽ハ三斗五升眞鹽ハ一斗アレハ餘ノ俵ハ總テ同量ノ不足アルモノト認定スルコトトシ賣渡ヲ了スルモノトス而シテ問屋ハ解ヲ雇入レ各製鹽場ニ就キ積込ヲ爲シ之ヲ本船ニ輸送ス其ノ上荷賃及問屋手数料ハ仲買人ヨリ問屋ニ支拂フモノトス岡山縣味野地方ニ在リテハ赤穂ノ如ク組合申合等ナキモ自ラ慣例アリ眞鹽ハ五斗五升入二俵ヲ一石ト稱シ(上鹽ハ枅減多キモノトナシ一斗一升入ノ桶ヲ使用シテ一斗ト爲スノ習慣ニ依ル)一俵ヲ以テ建値ヲ爲スモ裸鹽ニテ賣買シ包裝費ハ買主ノ負擔トス差鹽ハ切枅ニ依リ一石ヲ以テ建値ヲ爲シ包裝費ハ製鹽者之ヲ負擔ス取引ハ稀ニ貯溜ノ鹹水量ニ依リ期間ヲ定メテ製鹽額ヲ豫定シ賣買スルコトアルモ普通ノ方法ニ非ス總テ仲買人ニ對シ濱渡ヲ爲シ遠隔ノ問屋ニ積送ヲ爲シ販賣スル等ノコトナシ偶小賣人又ハ多量ノ需用者ヨリ直接買付ヲ爲スコトアルモ概

ネ仲買人ノ手ヲ經由セリ廣島縣竹原ニ在リテハ鹽賣買ヲ管掌セル會社アリ買方ハ會社ニ就キ申
 込ヲ爲シ會社ヨリ製鹽者ヲ總代セル值組人ニ交渉シ賣買成立シタルトキハ值組人ハ製鹽者ヲシ
 テ包裝ヲ施リシメ現品検査人及數量検査人立會調査ノ上ニ送出ヲ爲スヲ例トス運賃ハ買方ノ負
 擔ニ歸シ代金ハ送出ノ際幾分ノ拂込ヲ爲シ置キ現品到達ノ上ニテ全額支拂ヲナスヲ例トス現品
 ハ「百一」コボシ「入レ」等ノ名ニテ百分ノ一若ハ百分ノ二ヲ増量スルヲ常トス又冬賣ト稱シ會社員大
 阪ニ於テ北國船ノ滯船セルモノト賣買契約シ手付金ヲ收受シ買方ノ通知ニ依リ現品ヲ送付スル
 コトアリ此ノ場合ハ買方ニ於テ鹽ノ相場ニ依リ引取ヲ遷延シ賣方ハ減量ノ爲メ不利ヲ來スコト
 ヲ免レス瀬戸田地方ニ在リテハ「千六」ト稱シ千俵ニ對シ六俵ヲ無償交付スルアリ「茶鹽」ト稱シ百俵
 ニ對シ一俵又ハ二俵ヲ枡入代リトシテ給付スルアリ是レ全ク檢量省略ノ目的ニシテ全ク試量ヲ
 略スルコトアリ或ハ數俵ヲ試量シテ其ノ枡切レ、歩合ニ依リ其ノ割合ヲ定ムルコトアリ三原、吉
 和等ノ地方ニハ組合アリテ賣買契約ハ組長ニ委託セリ此ノ地方ニハ入金賣ト稱シ半年若ハ三月
 後ニ現品引渡ヲ約シ代金ノ先取ヲ爲スノ慣例アリ山口縣平生地方ニハ奧會所ト沖會所ト稱スル
 二ノ組合アリテ鹽田ニ關スル一切ノ事務及販賣ノ事務ヲ掌理セリ會所ニハ之ニ附屬セル四名若
 ハ五名ノ仲買人即チ問屋アリテ鹽ノ買受人ハ此ノ問屋ヲ介シ會所ニ交渉シ豫メ製鹽者ノ選舉シ
 アル評價人ヲシテ值組ヲ爲サシメ決定シタルトキハ問屋ヨリ會所ニ手附金ヲ交付シ會所ハ製鹽
 者ニ告知シテ現品ノ引渡ヲ爲サシム現品ノ受渡ニハ會所ノ検査員及買受人立會シ枡量ニ異議ア
 ルトキハ之ヲ試量シ缺量アルトキハ其ノ缺量ノ少キモノハ現償ト稱シ現實ノ缺減高ヲ償ハシメ
 缺量ノ多キトキハ倍償ト稱シ過怠ノ意味ニ於テ缺減ノ倍額ヲ買主ニ給付セシム而シテ奧會所ニ
 テハ入鹽トシテ取引高ノ百分一ヲ無償給付スルモ代價ノ歩引ハ一定セス沖會所ニテハ定船付ト
 稱シ顧客船ニハ入鹽トシテ取引高ノ百分ノ二若ハ四ヲ無償給付セリ其ノ百分ノ四ハ九州船ニ限

レリ且歩引トシテ現品給與ノ慣習アリシモ現在ハ代價ノ千分ノ十六ヲ控除セリ柳井津町ニ於テモ亦前記ノ倍償行ハル三田尻鹽產地即チ中ノ關、西浦ニハ何レモ組合アリテ會所ト稱シ一切ノ事務ヲ掌レリ尤モ中ノ關村ニ在リテハ販賣ニ關シテハ會所監督ノ下ニ別ニ法人組織ノ販賣所アリ之ニ當リ西浦ニハ特定ノ仲買人即チ問屋アリテ買受人ト會所トノ間ニ介シ値組ヲ爲スコト平生ニ同シ兩地トモ現品受渡ニ際シ會所ノ監督ヲ受クルコト缺量ニ對スル現償又ハ倍償ヲ爲スコト等亦平生ニ於ケルカ如シ但シ入鹽ニ在リテハ其ノ趣ヲ異ニシ五斗入ノモノハ四斗八升トシ一斗六升六合入ノモノハ一斗六升トシテ代價ノ計算ヲ爲スヲ例トス加フルニ茶鹽トシテ五斗俵ニ對シ四合即チ千分ノ八ヲ無償給付シ尙歩引ト稱シ中ノ關ハ千分ノ五十五、西浦ハ千分ノ七十五ヲ代價ヨリ控除シテ現金ノ勘定ヲ濟シ又ハ買受人ノ望ニ依リ現品ニテ給付ス然レトモ買受人ノ異議ニ依リ試量ノ結果缺量ナカリシ場合ニ在リテハ茶鹽ヲ給セサルヲ例トセリ尙此ノ兩村ニハ先賣ノ慣習アリテ其ノ價格ハ現品受渡ノ際騰貴セルトキハ契約當時ノ價格ニ據リ下落セルトキハ受渡當時ノ價格ニ據リ取引スル慣例アリテ買受人ニハ大ニ利益トナレリ其ノ他秋穂地方ニテハ一周間毎ニ賣買相場ノ立替ヲ爲シ該相場ヨリ千分ノ二十五ヲ割引シ必ス特定ノ仲買人ニ賣渡スヲ例トス香川縣下ニテハ法人又ハ個人經營ノ會社若ハ事務所ニ於テ取引ノ衝ニ當リ各製鹽者ニ於テ直接ニ交渉スルモノハ頗ル少シ多クハ仲買人即チ問屋ノ紹介ニ依リテ契約ヲ爲シ一割乃至三割ノ手附ヲ爲スヲ例トス而シテ現品受渡ノ場合ニハ買受人ノ指定スル一二俵ヲ檢量シ其ノ石數ニ依リ全量ヲ決定シ取引セリ

鹽仲買人ノ鹽取引ニ關スル慣例ニ付主要地ニ於ケル二三ノ狀況ヲ舉クレハ東京市ニ於テハ地廻鹽ニ付テハ一筧普通三斗入何程トシテ値建シ下リ鹽即チ主產地ヨリノ回送鹽ハ一回ニ付何俵何歩トシテ値建シ代金ノ受渡ハ即時拂アリ又ハ數回分ヲ取纏メ計算スルアリテ一定セス日本橋區

内鹽問屋間ニ行ハルル習慣ハ仲立人アリテ荷主ニ對シ仲買人トノ間ニ等級付ヲ爲シテ值建シ總代金ノ六歩ヲ仲買人ヨリ徵收シ荷主ニ即金渡ヲ爲ス之ヲ六歩金渡シ又ハ概金渡ト稱セリ而シテ殘金ハ鹽受渡結了後買主ヨリ徵收シ總代金ノ幾歩ヲ手數料トシテ仲立人ニ支拂ヘリ大阪市ニ於ケル移入ハ赤穂鹽ヲ主トシ瀨元鹽灘鹽之ニ次キ其ノ他ノ鹽ハ極メテ稀ナリ赤穂鹽ハ二百俵ニテ建値ヲ爲シ其ノ他ハ百俵ニテ建値ス多クハ產地問屋ノ手ヲ經テ引取ル慣習ニシテ瀨元鹽ハ大抵取引期月ヲ定メ賣買契約ヲ爲シ現物賣買ハ稀ナリ而シテ其ノ注文ハ書面又ハ電報ニテ申込ミ證據金ヲ要セス現物受授ノ上ニテ代價ノ支拂ヲ爲スヲ普通トス赤穂鹽ハ現品取引ニシテ期月賣買ヲ爲サス灘産ハ川口鹽揚場ニテ值組ヲ爲シ賣買セリ兵庫縣地方ニ於ケル仲買人ハ大鹽方面ニテハ海運ヲ主トスルモノト陸運ヲ主トスルモノトアリテ其ノ取引先ヲ異ニセリ何レモ取引先ヨリノ注文ニ應シ購入運送スルニ止マリ相場ノ高低ニ乘シ賣買スル等ノコトナシ又仲買人ニシテ仲立ノミヲ業トスルモノアリ赤穂方面ニテハ仲買人ハ買受鹽ヲ目的地ヘ回送シ問屋ニ就キ賣込ヲ爲スヲ普通トス岡山縣味野地方ニテハ普通ノ仲買人アリ又問屋ト稱スルモノアリ普通ノ仲買人ハ顧客ノ注文ニ依リ買取り轉賣スルモノニシテ買入價格ト賣渡價格トノ差額ノ外別ニ一俵(五斗五升入)ニ付一錢ノ割合ニテ口錢ヲ收得セリ代價ハ現品引渡ト同時ニ受授スルヲ常トスルモノ一回送リト稱シ次回買入レノ際前回分ノ代價ヲ支拂ヒ遞次繰越支拂フコトアリ仲買人カ販賣スル際ニモ其ノ代金ヲ一回分宛貸越賣込ムコトアリ尙仲買人カ買受人ニ積送ヲ爲ス爲メ船積スルモノハ一俵ニ付四厘ノ瀬所ヲ買受人ヨリ支拂ハシムルヲ例トス問屋ト稱スル仲買人ハ製鹽者ノ機關タルニ過キスシテ自己ノ損益ヲ以テ取引スルカ如キコトナク唯買受人ト製鹽者トノ間ニ介シ一定ノ口錢ヲ得テ取引ノ媒介ヲ爲スノミ其ノ口錢ハ賣買代價ノ百分ノ二トシ内半額ハ口錢戻ト稱シ鹽田所有主ニ割戻スノ例ナリ廣島縣ニハ尾道ニ仲買ヲ業トスル一會社アリ其ノ附近及讚豫地

方ノ産鹽ヲ取扱ヒ主トシテ北陸方面ニ搬出セリ取引上ノ慣習トシテハ一般商品ノ取引ニ異ナル所ナシ山口縣下ニハ仲買人トシテ鹽田會所ニ附屬セルモノト然ラサルモノトアルモ取引上ニ於テハ賣買契約成立ト同時ニ手附金ヲ交付スルコト及賣買完了ノ上買受人ヨリ百分ノ三ノ口錢ヲ受クルコト等各地同一ナルカ如シ又往々製鹽者ト買受人トノ間ニ立チ媒介ヲ爲シ所謂仲立ノ業務ヲ執レルモノアリ香川縣地方ニテハ仲買人ハ問屋ト稱シ製鹽者ト買受人トノ間ニ介シ賣買ヲ紹介シ取引石數ニ應シ一石ニ付二錢ノ口錢ヲ收受スルヲ慣例トスルモ當時ニ在リテハ仲買人ニ於テ製鹽業者ヨリ買入ヲ爲シ仲買人自ラ積出ヲ爲シ又ハ直ニ買受人ニ引渡スモノ多數ニシテ單ニ仲立ヲ爲スモノ至テ少シ此ノ地方ニモ水鹽ノ賣買アリテ此ノ場合ニハ引取ノ期日ヲ定メ契約セリ

小賣トシテハ製鹽者ヨリ直ニ買入ルルモノアリ仲買人ヨリ買入ルルモノアリ而シテ販賣方ニ在リテハ他ノ販賣業ノ傍ラ店賣ヲ爲スモノト行商ヲ爲スモノトアリ又糶賣ノ地方アリ俵賣ノ地方アリ糶賣ノ地方ニモ切糶アリ盛糶アリ一定セス

賣買業者

明治三十六年ニ於ケル鹽賣買業者ハ卸賣人員七千四十七人、小賣人員九萬六千四百十六人ヲ算セリ即チ左ノ如シ

道府縣名	卸賣人員	小賣人員	道府縣名	卸賣人員	小賣人員	道府縣名	卸賣人員	小賣人員
北海道	二〇四	三、九六九	長崎縣	一一五	二、七八三	栃木縣	八七	二、四五〇
東京府	一五一	三、三五八	新潟縣	二二九	一、七三三	奈良縣	四九	七三七
京都府	二六五	一、七六一	埼玉縣	二二一	二、七三三	三重縣	一四九	一、八五〇
大阪府	五二	五、二八八	千葉縣	一四二	四、一八三	愛知縣	一六	二、七一一
神奈川縣	一五一	一、六七二	茨城縣	一八五	三、四五三	靜岡縣	一六九	三、五〇二
兵庫縣	三二四	四、五二四	群馬縣	一六四	二、二八九	山梨縣	五一	一、一八七

道府縣名	卸賣人員	小賣人員	道府縣名	卸賣人員	小賣人員	道府縣名	卸賣人員	小賣人員
滋賀縣	四六	一、〇二五	石川縣	二六	一、三五九	愛媛縣	二〇五	二、〇二三
岐阜縣	二二八	一、五三五	富山縣	九三	一、〇〇八	高知縣	二二六	二、五四四
長野縣	一八四	二、六七九	鳥取縣	六七	六五七	福岡縣	六四	一、一七九
宮城縣	四九三	一、五二三	島根縣	二四九	一、一七八	大分縣	一一〇	一、〇八四
福島縣	三二四	二、三四七	岡山縣	二四三	二、九二二	佐賀縣	五六	一、〇〇三
巖手縣	九六	七四二	廣島縣	二七五	四、二〇五	熊本縣	一九	一、一九七
青森縣	四五	七八九	山口縣	一五四	二、七五五	宮崎縣	一八	一、六二二
山形縣	八四	一、一一八	和歌山縣	一三九	二、一三八	鹿兒島縣	九六	一、三三九
秋田縣	二六六	二、二二三	德島縣	一二九	一九二八	沖繩縣	一	二四五
福井縣	一一〇	七七二	香川縣	九七	七九四	總計	七、〇四七	九六、四一六

備考
一本表ハ稅務監督局調査ニ依ル

第四項 廳舎、倉庫ノ位置

廳舎ノ設置

計畫ハ戰時ニ於ケル新制ニシテ特ニ經費ノ節約ヲ圖ルノ要アルヲ以テ新置スヘキ官廳ハ稅務官廳ニ併置シ得ヘキモノハ成ルヘク之ヲ併置スルコトトシ特設スヘキモノハ主要産地ニシテ産額多大ナル地方ニ限リ且又隔絶セル小産地ニ對シテハ特ニ倉庫ヲ配置セス收納スヘキ鹽ハ現場ニテ賣買シ簡易收納ノ方法ニ依ルノ方針ニ則リ農商務省囑託員ノ意見及本省出張調査員ノ復命等ヲ參酌シ廳舎倉庫ノ位置並現場賣買地等ヲ豫定シ東京、京都、大阪、横濱、神戸、長崎、長野、宇都宮、名古屋、仙臺、秋田、金澤、松江、赤穂、味野、尾道、三田尻、阪出、撫養、熊本、鹿兒島ノ二十一局ヲ設ケ内赤穂、味野、尾道、三田尻、阪出、撫養ノ六箇所ヲ特設局トシ更ニ出張所百四十三箇所内特設五十七箇所ヲ設置スルコトトシ左ノ見込ヲ以テ諸般ノ計畫ニ著手シタリ